

○五條市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民一人一人の多様な生き方、個性、価値観等を互いに認め合い、誰もが自分らしく生きやすい社会の実現を目指し、パートナーシップの宣誓について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的少数者 性的指向、性自認等のあり方が少数と認められる者をいう。
- (2) パートナーシップ 一方又は双方が性的少数者である2人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に継続的に協力し合うことを約した関係をいう。

(宣誓の要件)

第3条 パートナーシップの宣誓は、次の各号のいずれにも該当する者が行うことができる。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 住所について、次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方が市内に住所を有していること。
 - イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が宣誓をしようとする日（以下「宣誓日」という。）から3か月以内に市内への転入を予定していること。
 - ウ 双方が宣誓日から3か月以内に市内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいないこと。
- (4) 他の者とパートナーシップの宣誓をしていないこと。
- (5) 双方が直系血族又は三親等内の傍系血族の関係にないこと（当該関係が養子縁組によるものであって、養子縁組する前の関係が直系血族又は三親等内の傍系血族の関係になかった場合を除く。）。

(宣誓の方法)

第4条 パートナーシップの宣誓をしようとする者は、五條市パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に、パートナーシップ宣誓に関する確認書（様式第2号）及び次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 双方の住民票の写し又は住民票記載事項証明書。ただし、3か月以内に市内に転入を予定している者にとっては、その事実が確認できる書類（いずれも宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 双方の戸籍抄本又は戸籍全部事項証明書（外国籍の者にとっては、婚姻要件具備証明書）その他配偶者がいないことを証する書類
- (3) 個人番号カード、旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証又は登

録証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 前項の宣誓書は、双方が署名したものでなければならない。ただし、双方の宣誓の意思が確認できた場合であって、署名が困難であると市長が認める場合は、この限りでない。
- 3 前条第1項第2号に規定する市内への転入を予定している者は、転入後速やかに住民票の写し等市内への転入を証明する書類を市長に提出しなければならない。

(受領証等の交付)

第5条 市長は、前条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者(以下「宣誓者」という。)が第3条各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、五條市パートナーシップ宣誓書受領証明書(様式第3号)及び五條市パートナーシップ宣誓書受領証明カード(様式第4号)(以下これらを「受領証等」という。)を交付するものとする。

- 2 第11条第1項の規定により宣誓書に通称名の記載がなされた場合は、通称名とともに戸籍に記載されている氏名を受領証等に記載するものとする。

(宣誓内容の変更等)

第6条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、五條市パートナーシップ宣誓変更・解消届(様式第5号)(以下「変更等届」という。)に受領証等及び変更の内容を確認できる書類を添えて、市長に提出するものとする。この場合において、宣誓者が本人であるかどうかの確認については第4条第1項第3号及び第4号に定める書類を提示するものとする。

- (1) 住所、氏名その他宣誓時に提出した書類の記載事項又は確認事項に変更があった場合
- (2) 一方が死亡した場合
- (3) 双方の意思によりパートナーシップが解消された場合
- (4) 双方又は一方が市外へ転出した場合(宣誓者が第10条に定める協定自治体へ転出し、当該自治体においてパートナーシップに係る制度を継続する場合を除く。)
- (5) 第3条第3号又は第4号に該当しなくなった場合

2 市長は、変更等届が提出された場合において、受領証等の氏名又は通称に変更があったときは、変更後の氏名又は通称を記載した受領証等を交付するものとする。

3 市長は、変更等届が提出された場合において、宣誓者のうちに、第1項後段の規定による確認をすることができない者があるときは、当該変更等届を受領した後遅滞なく、その者に対し、当該変更等届を受領したことを通知するものとする。

4 前項の通知については、戸籍法第27条の2第2項の規定の例による。

(受領証等の再交付)

第7条 受領証等の再交付は、前条第2項に定める場合のほか、宣誓者が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、行うことができる。

(1) 受領証等を紛失し、毀損し、又は汚損した場合

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の事情があると認めた場合

2 前項の規定による受領証等の再交付を受けようとする宣誓者は、五條市パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、文書編さん保存規程（昭和32年五條市規程第5号）に基づき宣誓書が保存されている場合に限り、受領証等を再交付するものとする。

（受領証等の返還）

第8条 宣誓者は、第6条第1項第3号から第5号までのいずれかに該当するときは、やむを得ない場合を除き、五條市パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第7号）を市長に提出し、受領証等を返還しなければならない。

（宣誓の無効）

第9条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。

(1) パートナーシップを形成する意思がないとき。

(2) 宣誓の内容に虚偽があったとき。

(3) その他不正な手段により受領証等の交付を受けたこと又は受領証等を不正に使用したことが判明したとき。

2 市長は、前項の規定により無効とした宣誓（以下「無効宣誓」という。）に係る受領証等の交付番号（受領証等ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

3 市長は、無効宣誓をした者に対し、受領証等の返還を命じることができる。

（自治体間での連携）

第10条 宣誓者は、パートナーシップ宣誓制度の連携に関する協定を締結している自治体（以下「連携自治体」という。）へ転出する場合において、パートナーシップ宣誓等継続届（様式第8号）に第4条第1項第1号に定める書類を添えて市長に提出することにより、連携自治体でパートナーシップに係る制度を継続することができる。

2 宣誓者は、連携自治体から五條市に転入する場合において、連携自治体においてパートナーシップに係る制度の継続の手続を行うことにより、五條市で当該制度を継続することができる。

3 自治体間でのパートナーシップ宣誓制度の連携における必要な事項は、連携自治体との協定において定めることとする。

（通称名の使用）

第11条 この要綱に基づく手続において、戸籍上の氏名と併せて通称名（氏名以外の呼称であって、社会生活上日常的に通用しているものをいう。）を使用することができる。

2 前項の場合において、通称名を日常的に使用している事実が確認できる書類を、第4条の宣誓時に提示しなければならない。第6条の規定により通称名の変更にかかる変更等届を提出する場合も同様とする。

(情報の管理)

第12条 宣誓者から提出された個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び五條市個人情報保護条例（平成15五條市条例第21号）に基づき適切に取り扱う。

2 個人情報の提供について、第10条第1項に規定する者に限り、協定自治体に情報提供することができる。

(市民及び事業者への周知及び啓発)

第13条 市長は、市民及び事業者がこの要綱の規定に基づくパートナーシップ宣誓制度及びその趣旨を理解するとともに、その社会活動の中でこれらを尊重し、公平かつ適切な対応をとることができるよう、周知及び啓発に努めるものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。